

社会福祉法人電機神奈川福祉センター
役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人電機神奈川福祉センターの役員、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬額)

第2条 常勤役員等の報酬額は、定款第8条及び第21条の規定に基づき、別表1及び別表2に定める総額の範囲内とする。

2 理事長、常務理事の報酬額は、月額で次の額を支給する。

(1) 理事長 500,000 円

(2) 常務理事 500,000 円

3 職員の身分を有する理事には、月額で次の報酬額を支給する。

(1) 常務理事 70,000 円

(2) 理事 20,000 円

4 交通費は常勤勤務の場合、給与規程第16条に規定する常勤職員の例によるものとし、それ以外の場合には定期券額と日割り計算を比較して最も廉価な額とする。

5 職員の身分を有しない理事にあっては、月単位で日額2万円に当該月の社会福祉法人電機神奈川福祉センター業務についての日数を乗じて得た額に源泉徴収税額を加えた総額を支給する。

6 監事、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬額は、前項の規定による方法で支給する。ただし、職員の身分を有する者には支給しない。

7 第4項に定める日割り計算の交通費は、法人が運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的であると認めた最短の公共交通機関の往復運賃とし、あらかじめ書面にて起点を届け出るものとする。

(報酬の支払)

第3条 役員の報酬は、法令に基づき、その役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その金額を控除して支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第4条 月額報酬は、毎月25日に交通費とあわせて支払うものとする。当日が休日の場合はその前日に支払う。

2 日額報酬は、原則として1か月分の合計額を交通費とあわせて翌月20日までに支払う。なお、役員等の本人から申し出があった場合は、指定の金融機関口座に振り込むことができる。

(規程の変更)

第5条 この規程の制定、改廃は、評議員会の決議をもって行う。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

平成 18 年 11 月 22 日一部改定

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

平成 30 年 7 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの報酬月額は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に 100 分の 95 を乗じて得た額とする。

この規程は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 6 月 19 日から施行し、令和 7 年 6 月 1 日から適用する。

別表 1

	常勤勤務	75%～ 50%勤務	50%未満 勤務
理事長	1,200 万円	900 万円	450 万円
常務理事	1,000 万円	750 万円	—

別表 2

	年度内の総報酬額
理事	2,500 万円
監事	50 万円
評議員	定款第 8 条に定める額